

3 日里親制度実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、入所児童に家庭的な雰囲気を経験させるとともに、里親への児童の養育の委託を促進することを目的とした3日里親制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「入所児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の措置又は同法第33条第1項若しくは第2項の一時保護として児童養護施設その他の児童福祉施設に入所している児童をいう。

(制度の内容)

第3条 3日里親制度の内容は、入所児童の養育を法第6条の4に規定する里親（以下単に「里親」という。）に3日間委託することをいう。

(児童の選定)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する入所児童の中から、この制度を適用する者を選定するものとする。

- (1) 養育する保護者がなく、一時帰省ができない者
- (2) 市長又は入所児童が入所している児童福祉施設の長（以下「施設長」という。）がこの制度を適用することが望ましいと認める者
- (3) その他市長がこの制度を適用する必要があると認める者

2 市長は、前項の選定の際、横須賀市児童相談所長（以下「所長」という。）又は施設長と協議するとともに、当該入所児童等の意思を確認するものとする。

(3日里親の選定)

第5条 市長は、里親のうち次の要件に該当する者の中から、第3条の委託をする者（以下「3日里親」という。）を選定するものとする。

- (1) 里親の居住地が入所児童の通学に支障がない場所であること。
- (2) 入所児童が就学前の児童である場合は、養育を始める前に十分な交流を図ることができる者であること。

2 市長は、前項の規定により3日里親を選定したときは、実施決定通知書（第1号様式）により、当該3日里親に通知するものとする。

(実施期間)

第6条 養育実施者への委託期間は、3日以内とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、延長することができる。

(報告)

第7条 3日里親は、入所児童の養育の終了後14日以内に3日里親制度実施報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（秘密保持）

第8条 3日里親又は3日里親であった者は、入所児童の養育に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（留意事項）

第9条 市長は、この制度を実施するに当たっては、入所児童が入所している児童福祉施設の指導計画を踏まえるとともに、所長、施設長及び3日里親と密接な連携を保たなければならない。

（費用）

第10条 3日里親制度の実施に要する費用は、市が負担するものとする。

（その他の事項）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 2 項関係）

実 施 決 定 通 知 書

年 月 日			
様			
横須賀市長			
印			
養 育	フリガナ		
	氏 名		
性 別	男・女		
入 所 施 設	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
	所在地		
児 童	名 称		
	電 話		
養育の委託期間		年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
（事務処理欄）			

第 2 号様式（第 7 条関係）

3 日里親制度実施報告書

年 月 日		
（あて先）横須賀市長		
報告者 住所 氏名		
年 月 日に受託した入所児童等の養育について、次にとおり 実施したので報告します。		
養 育	フリガナ	
	氏 名	
育	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
児 童	入 所 施 設	所在地
		名 称
		電 話
養育の委託期間		年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
特 記 事 項		
（事務処理欄）		